

## 十年振りの村研

鎌田哲宏

生れ育った北海道から静岡へ転出したのが十年前であったが、そのまま村研もサボリ続けることになってしまった。酒を飲みながら車座になつて和氣露々と議論を開催する村研独特の夜の雰囲気はすばらしいものであつたが、大学院生として一人で参加していることの多かつた私にとっては返つて閉鎖的に感じられること多かつた。又、北海道の開拓農村しか知らない私にとっては、『家』とか『ムラ』とか『共同体』とかいった古めかしいテーマや古い資料はどう現実感にとぼしかつた。北海道で生れ育つた人間にとつては、戸戸時代も奈良平安時代も同じ『昔』である。つまり北海道の歴史以前なのである。そんなわけで独占資本と農民の関係のみを軸として農民の新しい連帯を考えた拙論を「第五集」に書いて村研から遠ざかることになつた。

静岡市へ移つて驚いたことは、工場と住宅とバス道路などに周囲をかこまれた水田が、この人口四〇万を越える県庁都市の中のあちこちに散在していることであった。北海道の大きな農場とはあまり

にも対照的であり、工場の排水の混った汚れた小川が灌漑用水であるのをみると、村落共同体・も・農業・それ自体も急速に崩壊していくのではないかと思われた。事実、農基法農政は失敗に終り、工業製品輸出の見返りとしての安い農産物の大量の輸入は農家経済を大幅に圧迫し、農業人口を激減し、食糧自給率を三〇%台へ低下させ、第二種兼業が六六%にもなった。古い村落共同体は急速に解体していったに違いない。もしそうであるなら、もはや北海道だけでなく全国の農民は直接国家＝独立資本と相対することになってしまったにちがいない。従ってそこに形成される農民相互の「連帯」は共同体とは全く異質なものであるにちがいない。それがどのようなものであるかを追求することこそ、村落社会研究の中心課題でなければならないだろう。共通課題「農村自治－制度と主体－」はこのようないき問題意識に十分答えてくれるようと思われた。再び村研に出席する決意をした理由である。

## 二

しかし、共通課題の各報告を聞いてみると、いくつかの疑問を抱かざるを得ない。以下率直にこの疑問をのべてみたい。

まず、農地改革以降の日本の農民は国家独立資本主義体制の復活の中で、直接国独資の収奪の前にさらされることになり、再版原離期の低米価低賃金政策にはじまって、総合農政に至るまで、つねに工業の発展のための犠牲にされてきたことは周知の通りである。この過程で農民層は急速に分解しつづけて来たのであるが、賃労働機

会の増大による賃金範囲の成立、共同化の志向、請負耕作の展開、さらに出稼ぎ労働者の増大（とくに出稼ぎのみで生計を営む専業出稼ぎの存在）などは必然的に古い村落共同体を解体させて来たはずである。それにもかゝわらず余田会員は「現在もムラは生きている」と強く主張する。つまり、家連合としての自然村がそのまま行政区として認められ、連合村となってもそのなかのムラは存在する。ムラが存在するということは自治があるということになる。

しかしこの共通課題で取り上げられ、問題とされている「自治」とは農民層の分解による共同体の解体のなかで、新しく形成され、自治体改革を志向する組織的集団的対応のことではなければならない。そうでなければ今の時点で「農村自治」を取り上げる意味がないであろう。従ってこの「農村自治」は農民層分解論を踏まえて考察されなければならない。かつて農民層の分解には「両極分解」論や「中農肥大化」論があり、それぞれが異なる村落社会の支配構造を描き出していた。その上で対抗の組織も考えられたはずである。従って、現在の農民層分解の様相と支配構造の形態を把握した上で「農村自治」を考えなければならないであろう。これが第一点である。

第二に、農民層分解の現代的特徴として自治の担い手となるべき資農が、地域的に容易に移動できる条件が存在している。菅野報告は農村に階級関係が成立していた、すなわち地主が目に見える形で存在していた昭和初期の農村であり、小作貧農も農村に滞留していた。小作争議のリーダーシップを取ったのは小自作ないし小作上層であ

つたとしても、運動のエネルギーは生活に困窮した貧農に支えられていたはずであった。この点現在は地域的移動が容易になり、困窮した農民の離村が進んでいる地域が出現している。たとえば大沼報告にみられるように、北海道では下層の離農は直ちに離村を意味し、中上層でも札幌などの都市へ流出する。残された農村には果して対抗組織としての自治が形成されるのであろうか。他方いわゆる「混住化」している農村の場合は、一部の上層農民を除く大部分の農民の兼業化、事実上のプロレタリア化が進んでいる現状では、「農村自治」というよりも「地域自治」とでもいうべきものを考えなければならぬのではないか。「地域の概念は未だ明確なものにはなつてないが、国家独占資本主義の政策も社会問題の発生の範囲も住民運動の広がりも、都市や農村、地方自治体の範囲を越えていることは明らかである。

る労働者支配の機構にかぶせられたバラ色のベールであると蓮見氏は鋭く指摘する。しかし、国家独占資本主義は、國家権力を自己に従属させていたる独占資本の支配体制であると考えるなら、國家（集権化）と地方自治体（分権化）に大きな比重を置くのは問題を残すつまり資本主義の矛盾を地方自治体が覆い隠しつづけることが果して可能なのであろうかという疑問を抱かざるを得ない。独占資本に収奪される農民と労働者が地方自治体の枠を越えて手をつなぐ方向へと進まないかぎり、「農村自治」も現実化してくるとは思えないが、どうであろうか。

### 三

十年前の村研で、岩本由輝さんと高橋明善さんが繰り広げた激しい論争が、学問研究をするものの厳しさを示して、今だに私の胸の中に深く刻みこまれている。十年後の今日、お二人とも随分柔軟になられたという印象を受けた。又、東北の若い人達が非常にのびやかであるのに少々驚いた。そして十年前の閉鎖性は少しも感じることはなかった。村研がさらに大きく発展していくことは間違いないことのように思われた。

「大会参加記」としてはやゝ形破りな独断的なものになってしまった。筆者の才能のなさと思つてお許しいただきたい。

強化拡大（集権化）を推し進める一方、民主的制度の拡充（分権化）を地方自治体に分担させた。現代の地方自治は、いわば「社会不安解消装置」「社会的衝撃緩和装置」であり、国家独占資本主義によ